



持ち帰り容器・袋の提供を受ける 場合の手順と注意事項



持ち帰り容器の利用促進のため、県から持ち帰り容器・袋の提供を受ける場合、特にお守りいただきたい事項がございます。必ずご覧ください。

実施方法

持ち帰り容器
あります



STEP 1 /

持ち帰り容器と袋の用意があることを店内に掲示します

持ち帰り容器の用意があることを、店内で広くアピールしてください。メニュー表に記載したり、従業員の方による呼びかけを行っていただくなど、工夫してください。

必ず配布



STEP 2 /

持ち帰り希望者に
容器・袋をお渡しします

実際に料理を詰める作業などについては、お客様自身に実施していただくこととします。



「もってこ」説明チラシ

持ち帰り容器はお客様の自己責任により使用していただき、衛生管理はお客様自身で行うことなどをご理解いただくために、必ず説明を行うとともに、このチラシをお渡ししてください。



STEP 3 /

持ち帰り容器の利用状況を
アンケートで回答します

持ち帰り容器がどのくらい使用されたか等について、飲食店へのアンケートを2回程度実施します

申請書に記載されたメールアドレスへ送信し、スマートフォン又はパソコンから回答していただく形とします。

持ち帰り容器・袋の取り扱いに係る注意事項



転売・事業終了
前の処分禁止



屋台・フードデリバリー・
弁当容器等への転用禁止



容器代金の
徴収禁止



容器は清潔な
環境で保管



本事業は、食品ロス削減に係る取り組みの推進及びその効果検証を目的としています。よって、上記の禁止事項のほか、従業員へのまかないなど、来店客の食品ロス削減に結びつかない使用をしてはいけません。